

2026 年 10 月 1 日

日本発育発達学会会員各位

選挙管理委員会

日本発育発達学会役員選出(第9期)について (第二報)

仲秋の候、日本発育発達学会会員諸氏におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度は日本発育発達学会の役員選出が行われます。本学会の役員選出は前期(第8期)より評議員制度が導入され、選ばれた評議員の互選によって理事を選出しております(日本発育発達学会会則第4章 役員 第10条～第13条)。役員選出にあっては、第一報として資格の確認および年度会費の期限内納入のお願いを本年5月26日にメールにて事務局より会員の皆様にお送りしております。

第9期の役員選出では、評議員の選出方法(点数化)に変更がございます。改正後の役員選出方法(2026年3月6日総会にて承認)および今後の日程について改めて下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 第9期役員選出方法について

1) 評議員制の導入

評議員を選出し、その後評議員の互選により理事を選出する。評議員は本学会で正会員として活動している方で構成する。

2) 評議員は総正会員数の20人に1人の候補者を選出し、評議員を決定する。

3) 評議員候補者選出の要件

- ①学会入会后、5年以上経過し、且つ学会費の滞納がない。また、2026年9月30日までに納付済みであること。但し、過去2年間(2024～2025年)の会費が納入済みの正会員であること。
- ②過去3年間(2022年8月1日～2025年7月31日まで)、本学会へ参加し研究発表を行っていること。
- ③過去3年間(同上)、「発育発達研究」への投稿論文があり、その論文が採択され掲載されていること。
- ④過去3年間(同上)、学会機関誌「子どもと発育発達」に執筆し、掲載されたことがある。これらは、依頼原稿、投稿原稿(論説、研究報告、フィールドレポート等を含む)があること。
- ⑤過去3年間(同上)に「発育発達研究」「子どもと発育発達」への投稿論文を査読したことがあること。
- ⑥本学会役員(理事、監事を含む)を務めた経験があること。
- ⑦2026年4月1日時点で68歳未満であること。

4) 評議員の選出方法

3) ①の要件を満たした上で、次のように点数化し評議員候補者を選出する。

- ・論文執筆 筆頭者3.0点、共著者1.5点(1回につき)
- ・機関誌への執筆 筆頭者2.5点、共著者1.2点(1回につき)
- ・学会発表 筆頭者1.0点、共著者0.5点(1回につき)
- ・座長、司会 1.0点(1回につき)
- ・シンポジスト、指定討論者等 1.5点(1回につき)
- ・役員経験者 1.0点(1回につき)
- ・査読経験者 1.0点(1年につき)

これらの指標は、何れも学会活動やその発展に寄与していると判断し、それぞれに付与した得点を合計し、評議員候補者を選出する。この選出は役員選出部会で行い、その結果を公表する。なお、評議員の選出は、上記、3)評議員候補者選出の要件①～⑦を基に実施する。評議員の選考過程においては、外部有識者(弁護士)による客観的な評価を実施する。その際、選考過程で用いる資料もすべて外部有識者に提示する。選出された評議員候補者の評議員受諾の最終決定権は個人の意思による。

その後、選出された評議員の互選(7名連記)により、理事選挙を行う。

5) 評議員、理事の任期、資格要件など

- ・会長、理事長の任期は2期までとし、理事の再任は妨げない。
- ・理事の男性もしくは女性の割合は全理事の2割を下回らない。
- ・評議員および理事は選出時に68歳未満であること。この年齢条件に該当する正会員は評議員候補者としての資格を有しないものとする。

2. 今後の日程(予定)

2026年10月1日	日程の公表(HP)
2026年11月中旬	評議員候補者の決定
2026年11月下旬	外部有識者による評議員候補者の評価・判断
2026年11月末	評議員候補者の受諾の可否確認、評議員の決定
2026年12月10日	評議員への理事選挙の告知
2027年1月9日	理事選挙
2027年1月下旬	理事長選出
2027年2月上旬	会長選出

以上